

●香川県告示第51号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成22年2月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 西土指道 第4号
- 2 指 定 年 月 日 平成22年1月28日
- 3 指定道路の位置 観音寺市南町1丁目甲1952番2
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 6.00メートル  
延長 41.25メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。